

## 令和5年度江津市社会福祉法人指導監査実施結果の概要

1. 指導監査の実施時期 令和5年10月

2. 指導監査の種別及び形態ごとの実施法人数等

(1) 一般監査(実地監査)

所管する法人数	実施法人数	文書指摘法人数	文書指摘率(%)	文書指摘件数
7	1	0	0.00	0

(2) 一般監査(書面監査) 実施なし

(3) 特別監査 実施なし

3. 指導監査の実施体制

社会福祉課の職員により実施した。

4. 指導監査における留意事項(実施方針)

令和5年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程が遵守され、適正な法人運営がなされているか。
- ② 会計経理が適正に執行されているか。

5. 指導監査結果の概要

(1) 一般監査(実地監査)

- ・ 法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は見られなかった。
- ・ 法令又は通知等の違反が認められる事項について、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導する事項はなかった。

(2) 一般監査(書面監査) 対象法人なし

(3) 特別監査 対象法人なし

## 6. 主な指摘事項

### (1) 組織運営関係

- ・ 会計責任者を任命する決裁を行い、辞令書を交付すること。
- ・ 出納職員を任命する決裁を行い、辞令書を交付すること。
- ・ 契約事務について理事長が職員に委任する場合は、当該職員を契約担当者に任命する決裁を行い、辞令書を交付すること。
- ・ 契約事務について理事長が職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。

### (2) 会計経理関係

- ・ 金額により随意契約ができる基準について、法人の規程を整備すること。
- ・ 随意契約により契約を締結する場合において、契約の執行稟議に随意契約の理由を記載すること。